

金沢木工センター地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称	金沢木工センター地区まちづくり計画	
対象となる区域	粟崎町5丁目の一部（金沢木工センター）	
区域の面積	約10ha	
まちづくりの目標	周辺の自然環境と調和した、木工団地としての地区のコミュニティを継承し、工業を中心とする活気あるまちづくりを実現することを目標とする。	
まちづくりの方針	上記目標に向け、周辺の自然環境と調和した、木材加工を主体とした工場が集積するまちづくりを図るものとする。	
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。 (1) 風俗営業建築物 (2) カラオケボックス、カラオケハウスその他設備を設けて客に歌唱させる営業の用に供する建築物 (3) ボーリング場、スケート場又は水泳場 (4) 店舗（日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店で、床面積が50㎡を超えないものを除く。）。ただし、金沢木工センターまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の承諾を得たものは、この限りでない。 (5) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿（以下「住宅等」という。）。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 ① 工場における業務に従事する者のために建築される住宅等で、次のア及びイのいずれにも該当するもの ア 当該工場の敷地と一団の土地に建築されるもの イ 床面積の合計が、当該工場の作業場の床面積の合計を超えないもの ② 上記以外の住宅等で周辺の工場敷地と隔離を保つなど防音性を高め、住環境の保全を十分考慮したもの
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡ ただし、協定締結時に上記面積未満の敷地となっている場合は、敷地を分割しない限り建築物を建築することができる。
	建築物等の壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地の境界線から建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1mとする。ただし、工場敷地に面する場合は、2mとする。
	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さの最高限度は、10mとする。ただし、工業の用途に供するものは、この限りでない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	・ 建築物の外壁の色は茶又はグレーを基調とし、屋根の色は黒、茶、濃緑又は濃紺を基調とした落ち着いた色調とする。 ・ 建築物等の用途の制限の項(5)②の住宅等を建築する場合は、開口部には防音性能の高いサッシ等を設けるものとする。また、工場に面する部分ではできる限り開口部を少なくし、居室部分は2重サッシを設けるものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設けるときは、次に掲げるものとする。 (1) 植栽、生垣又は透過性フェンス (2) コンクリートブロック等の場合は、敷地地盤面から0.6m以下とする。
	その他	・ 譲渡を目的とする住宅の用に供する宅地（以下「宅地」という。）を造成する場合、又は共同住宅を建築する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 宅地と工場敷地の境界に道路又は高さ2m以上3m以下の遮音性を有した壁と幅1m以上の中高木を基本とする緑地帯（敷地内における緑地を含む。）を組み合わせたものを設ける。 (2) その他周辺の工場から住環境に影響を受ける恐れのある場合は、必要な措置を講ずる (3) 造成時には、区画内にゴミ集積場を設ける。 (4) 宅地と工業活動の良好な関係が保たれるよう、開発計画について協議会と十分に協議を行う。 ・ 土地又は建物を売却、賃貸等をする場合は、当該地区が工業地域であり、従前からの工業活動が行われている地区であることを買受人、賃借人等に対して周知し、理解を得なければならない。 ・ 敷地内の緑化に努めるものとする。 ・ 区画道路での駐車をしてはならない。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第5号に定める物品（俗称「アダルトビデオ、アダルト雑誌」等）の自動販売機を設置してはならない。

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成13年12月14日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。